



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当 た る と き は 休 刊 と す る 。)

目次

告 示

○漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）	1
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	1

公 告

○家畜改良増殖法に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催（畜産課）	1
--------------------------------------	---

告 示

沖縄県告示第393号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第2項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年10月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
知念第2加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市 知念字山里地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
知念第3加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市 知念字具志堅地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
知念第4加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市 知念字知念地区	のり等養殖業（もずく養殖業）
知念第7加入区	知念漁業協同組合の地区のうち南城市 知念字久高地区	のり等養殖業（もずく養殖業）

沖縄県告示第394号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、竹富加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 7 年10月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年10月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年11月17日から同年12月10日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 8 時30分
から午後 5 時30分まで

(2) 場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地 5）

2 対象となる家畜の種類 牛

3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に令和 7 年10月17日までに提出すること。

4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098－866－2269）、北部家畜保健衛生所
（電話番号0980－52－2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098－945－2297）、宮古家畜保健衛生所
（電話番号0980－72－3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980－84－4111）に問い合わせること。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
--	--